

令和4年度4月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和4年 4月21日（木）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武	11 末田 麻里江	12 玄羽 和幸

出席推進委員 12名（欠席4名）

1 山根 悦文	2 三刀 待夫	3 田桑 芳美	4 日高 英二
5 小笠原 博文	6 田中 昭文		8 北村 豊弘
9 日高 甚蔵	10 小笠原 三津夫	11 小泉 幹雄	12 森脇 正己
		15 山崎 勉	

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	<p>これより令和4年度の、第1回邑南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>最初に、この度新たに機構改革がありまして、産業支援課という名称に、今までの農林振興課と観光課が合併したみたいな恰好で、産業支援課というのが4月1日に向けて発足致しました。その新しい課長さん、白須さんですけども、白須課長さんの方からお話なり、また新たに4月1日付で職員さんの移動がありましたので、その紹介を兼ねてちょっと時間を取りますので、発言をお願いしたいと思います。</p> <p>(事務局長あいさつ)</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>審議に入りたいと思います。</p> <p>それとですね、昨年10月いっぱいだったかな、羽須美の農地最適化推進委員さんの方が体調不良になられまして辞職をされました。その後任としましてですね、田桑さんに後任としてこの農業委員会の、邑南町最適化推進委員として農業委員会に関わっていただきます。ちょっと紹介を。</p> <p>(田桑推進委員あいさつ)</p> <p>それでは審議に入ってもいいかいな？それでは令和4年度の第1回の農業委員会総会の審議を始めたいと思います。事前に事務局から皆さんのお手元に届いております総会の資料では、3条関係案件が1件上程される予定になっておりましたが、これは事情があって取り下げとなりましたので、本総会では審議致しません。ということで1号議案はないということで、いきなり2号議案の農地法第4条関係について、審議に入りたいと思います。</p> <p>議事録署名人はですね、本日は3番の大石さん、それと4番の高木さんをお願いします。</p> <p>それじゃあ事務局の方から4条についてお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは議案第2号、農地法4条の規定による許可申請について、4件説明させていただきます。議案書の3ページをお開きください。上から順に説明させていただきます。</p> <p>まず申請番号044-1、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積389㎡、申請人は△△△△です。転用目的は倉庫、駐車場、所要面積は土地造成389㎡、倉庫35㎡、駐車場77㎡。これすいません、下の物置と洗車場は下のものです。これちょっとごめんなさい、映ってしまっておりますが削除ください。その駐車場77㎡までです。転用目的は自宅付近の申請地を倉庫、駐車場として利用したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>続きまして申請番号044-2、農地の所在は宇都井××、登記地目田、面積456㎡、申請人は▲▲▲▲です。転用目的は農業用倉庫です。所要面積は土地造成456㎡、農機具倉庫、作業場92.75㎡、洗車場30㎡、物置8㎡、駐車場54㎡です。</p>

転用理由は倉庫が手狭になったので実家に近い申請地に倉庫を建築したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域用途変更済です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号044-3、農地の所在は今井××、登記地目畑、面積16㎡、申請人は◎◎◎◎です。転用目的は墓地、所要面積は土地造成16㎡、墓碑8.4㎡です。転用理由は現在の墓地が傾斜地にあり参拝に不便なため自宅近くに移設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号044-4、農地の所在は今井××、登記地目畑、面積94㎡、申請人は◎◎◎◎です。転用目的は車庫、農業用倉庫です。所要面積は土地造成94㎡、農機具倉庫24.47㎡、車庫44.18㎡です。転用理由は自宅付近の申請地を車庫及び農機具の保管場所として利用したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

以上4件です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは44-1の案件について、担当の植田委員さんの方から現地の調査、並びに聞き取りの結果についてのご報告をお願いします。

7番

そうしましたら044-1についての、農地法4条についての説明を致します。場所は下の地図をご覧ください。地図の中の左側を見てください。真ん中を走っておるのが石見中央線です。場所的には矢上の上京班に当たります。矢上高校の正面入り口の道路から、矢上駅の約中間を地図上で下に下った方向、約50メートルくらい入ったところが今回の申請地となります。経緯は申請人である、亡き父、※※※※さんという方がおられたんですが、※※商店の名称で酒類および米の小売り営業をされておりました、その関係で駐車場および倉庫が必要ということで、農地転用をせずにそのまま造成、建築したということで、現在に至っております。平成29年に相続により今回の農地であることが判明しまして申請になった訳ですけれども、申請人は現在独身でございますし、商店の方も今現在廃業されたということでございまして、今後のことも考慮し申請を提出となりました。今月の、4月の18日に小泉推進委員さんと、申請人である△△△△さんと同伴の上チェックシートを見ながら、また聞き取りをしながら、現地を見ながら調査を行いまして、顛末書案件でございますが妥当性を考慮し、問題ないのではないかと思われましたので、申請通りよろしくお願いを致します。

議長

はい、ありがとうございます。小泉推進委員さん、なにか補足ありましたら、よろしくお願います。

推11番

議長

はい、結構です。ありがとうございます。それでは4条の1の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。

10番

もう埋め立ては完了しとるということ？

7番

完了しております。

議長

建物は建つとるん？

7 番 議長	建ってる。 駐車場だけか？
7 番 議長	駐車場とね、倉庫が建っております。 それが昭和 29 年の相続の時に分かったん？ということはそれよりかなり前と いうこと？
7 番 議長	建築はですね、本人さんにちょっと確認しましたが、ちょっと覚えてないそう です。
議長 10 番 議長	はい、ありがとうございます。宮本さん、いいですか？ はい。 他にはございませんか。 (意見、質問なし)
	ないようですので採決を行います。44-1 の案件について、許可した方がいいだ ろうという、許可すべきだというご意見の委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手)
6 番	はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致で許可相当と決定致しま す。続いて 44-3 の案件、44-2 の案件、種委員さん、お願いします。
	失礼を致します。申請番号 044-2 の説明をさせていただきます。これは昨年 9 月の第 6 回の総会の時に、用途変更という案件で出ております。場所は県道宇都 井阿須那線沿いにありまして、阿須那方面から約 700 メートル行ったところの地 点であります。当日申請者の▲▲さんはどうしても都合がつかないということ で、阿須那の方に叔父さんがおられますので、その方に来ていただいているいろ う説明を聞きました。現在宇都井の▲▲宅はちょっと空き家で、長男の▲▲さんか らいいますとお父さんになるんですが、その方も昨年不幸で亡くなられておりま す。それで田んぼの方は▲▲さんが若い時からずっと、まあ若い時いっても今も 30 代半ばなので若いんですが、20 代からずっと手伝って、農業の方かなり勉強 されて、現在もやっとなられるような状態です。申請で、農業をやっていくのに倉 庫が非常に狭く、便利の悪いいうことで思い切って家の前にある水田を造成して 建てるという案件です。19 日午後、三刀推進委員とこの叔父さんと 3 名で面談を し、チェックリストを元に現地を見たんですが、その時にちょっと面積が少し広 いんじゃないかという問題も出たんですが、聞いてみますのになかなか地元に戻 れんし、管理していくのも▲▲さんもやれんいうことで、今回思い切って、少し 広いんですが造成をして、使い便利のいいようにやりたいということで判断を、 許可の判断を致しました。以上、よろしくお願いを致します。
議長	はい、ありがとうございました。三刀推進委員さん、何か補足がありましたら 発言してください。
推 2 番 議長	種委員の発表通りです。 はい、ありがとうございました。それでは 044-2 の案件について、これより審 議を行います。ご意見、ご質問がある方の発言を求めます。 ありませんか。 (意見、質問なし)

ないようですので、044-2 の案件について採決を行います。許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致によって、許可相当と決定致します。

続いて044-3 と044-4 の案件ですが、これは申請人も同一人物ですし、目的地もほぼ引っ付いておりますので、上程は、担当は種委員さんなんですけども、一括して上程していただいて結構です。採決は個別に行います。それじゃあ種委員さんの方から、2案件を続けて説明してください。

6 番

続いてよろしくお願いを致します。申請番号044-3、説明をさせていただきます。場所は、2枚目に書いてあるんですが、宇都井のことなんですが、県道阿須那宇都井線から町道金井谷線に入って1.5キロメートル行ったところなんです。といってもなかなか分かりにくいと思うんですが、宇都井駅が有名であるんですが、その辺からずっと入っていく道が、町道があるんですが、その地点になります。現在の墓地を見してもらったんですが、自宅より250メートルくらい離れたところの急斜面に◎◎さんとこの墓地があります。◎◎さんのお父さんが昔、他所の土地いいですかいろんな土地のことで話をされ、墓地を建てられ、実際には自分の土地でないところに建っておられます。◎◎さんもなかなかそういうことを気にされとりまして、◎◎さんも現在足の体調も悪く、今回思い切って自宅の横にある畑に移設を考えられて決定されました。その墓の測量の時に下の、044-4 の顛末書で出ております倉庫なんですけども、測量してみるとそれもまだ畑ということで、今回一緒に登録の変更を決定されております。19日午後、三刀推進委員と、申請者の◎◎◎◎さんの説明を受けながら面談をし、チェックシートを元に見たんですが問題はないと判断しました。どうかよろしくお願いを致します。以上です。

議長
推2番
議長

はい、ありがとうございました。三刀推進委員さん、何か。

別にありません。

補足はないですね。はい、分かりました、ありがとうございました。それじゃあ044-3 の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。

ありませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、これより採決を行います。044-3 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて044-4 の案件、ご意見、ご質問のある方は発言してください。

ありませんか。

(意見、質問なし)

それではこれより採決を行います。044-4 の案件について、許可相当と判断さ

	<p>れる委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて議案第3号、農地法第5条関係です。事務局より、今月は3件、3件ですが、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは議案第3号、農地法5条の許可申請について、3件説明させていただきます。議案書の7ページをお開きください。</p> <p>上から申請番号045-1、農地の所在は上田××、登記地目田、面積183㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●■●です。転用目的は農業用倉庫、駐車場で、申請事由は自宅付近の申請地に農業用倉庫と駐車場用地として利用したいため、です。所要面積は土地造成183㎡、農業用倉庫32㎡、駐車場36㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。</p> <p>続きまして申請番号045-2、農地の所在は日貫××、登記地目畑、面積28㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。転用目的は車庫、倉庫で、申請事由は車庫、倉庫の敷地として利用したいため、です。所要面積は土地造成28㎡、車庫、倉庫敷地28㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>続きまして申請番号045-3、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積31㎡、無償の使用貸借権の設定です。貸人は◇◇◇◇、借人は☆☆☆☆代表★★★★です。転用目的は店舗で、申請事由は観光産業の一環で食事を提供する施設の敷地として使用したいため、です。所要面積は土地造成31㎡、店舗、これが隣接の宅地を含み115㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p>
議長	<p>以上3件です。</p> <p>はい、ありがとうございました。それでは45-1の案件ですが、三上委員さん、現地の調査並びに聞き取り結果についての報告をお願いします。</p>
2番	<p>それでは045-1の案件について説明致したいと思います。場所の方ですが、県道の大田作木線を、羽須美の役場の方から高宮町に向かって5キロくらい進んだ、ほぼ高宮町、県境にある辺りの付近になります。□□□□さん、□□さんの方は高齢で、こちらにおられなくて、■●さんに貸してある土地を整理したいということで、現在ハウスとして利用されている農地を、土地造成をして農業用倉庫、車庫として利用するという案件です。土地の方は道路よりちょっと低めになっているので、なかなか農地として利用するのが難しかったと思うんです。で、この申請の通りでいいと判断致しました。チェックシートに照らし合わせても問題ないと判断致しましたので、よろしくお願い致します。4月の19日に現地の調査の方しております。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。田桑推進委員さんの方から何か補足がござい</p>

推3番 議長	<p>ましたら。</p> <p>いえ、ありません。</p> <p>はい、ありがとうございました。それじゃあ 45-1 の案件について審議を行います。皆様のご意見、ご質問をお願い致します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、045-1 の案件について採決を行います。本件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続く案件は、私の担当区域の案件になってますので、議長を三上副委員長の方になります。</p> <p>～議長交代～</p>
代理	<p>そういたしますと、次の案件は会長の案件となりますので、議長の方交代してやりたいと思います。それでは古川会長、議案の説明の方お願いします。</p>
1番	<p>はい、045-2 の案件について報告を致します。この案件はですね、先月のちょっと、墓地と倉庫の移設ということで4条の関係で申請があった、同じところの申請、▼▼▼▼さんという方からの申請でありまして、その時にですね、▼▼さんご自身は家付きの娘さんなんですけど、若いこともあって、あとお父さんが去年亡くなられてまして、詳しい経緯をまったく分かってなかったということで、彼女の叔母さんのご主人に当たります**さんという方が間に入っている、農地の整理をされとる訳ですが、その方に3月の8日に、先月の総会に起案された案件の調査の時に、実は来月これも申請しようと思うんで一緒に見とってくれんかということで見せていただいたのが、本日5条で提案された案件であります。これが先月、出来れば一緒に出したいというお話だったんですが、この土地がですね、▽▽▽▽さんいいまして、まあ同じ集落にお住まいなんですけども、この亡くなられたご主人と、この申請人の▼▼さんのお父さん、++さんとおっしゃいましたけど、この両名とも亡くなっております。それでこの亡くなった方2人がですね、この倉庫を、土地造成したり倉庫建てる時に口約束であそこ建てたいんだが、ええでええでうちは使いやせんけえ、どがあでも好きに使いんさい、いう格好でやられとったようです。それで先月間に合わんかったというのがですね、この土地が名義が####さん、▽▽さんのご主人ですね、この方の名義になっておりまして、このままでは譲渡出来ないということで。この▽▽さんと##さんに子供さんもおられて、相続権も当然子供さんにもある訳なんですけど、相続登記がですね、ちょっと手間取られたようでございます。それで娘さんに、▽▽さんの娘さんに話をされて、この土地についてだけ▽▽さんの方に相続を一応されまして、それから今回の申請ということになったので、それでまあ3月の段階でいっぺんに出したかったんだけど、その相続登記が間に合っていない関係で4月以降に回るだろうというお話がその時にもあつとりました。それでまあ、これはですね、宅地の方なんですけど、既にですね、昭和63年にこの▼▼さんの親戚のお父さんの</p>

	<p>++さんが住宅を新築された訳ですね。その時にまあこの倉庫も一緒に建てられておまして、その時にはまあ++さんも、土地を提供された##さんも、これがまあ畑になつとるということをどうも、登記簿台帳上畑になつとるということに気付かないまま事を進めたというような経緯もあるようです。ということで追認案件にもなっておりますが、そういった事情も汲み取りいただきまして、ご審議、採決の方よろしくお願いを致します。以上です。</p>
代理 推15番	<p>山崎委員さん。 別にございませぬ。</p>
代理	<p>はい、分かりました。それではその件に関しまして、何かご質問、ご意見のある方、挙手をして発言をお願いします。</p>
10番	<p>ちょっと説明の中で、ちょっと亡くなったどうこういうの、ここにおられる▽▽さんと▼▼さんは現在生きとってんですか。おられるんですかいね。</p>
1番	<p>ご存命です。</p>
10番	<p>両方とも？</p>
1番	<p>はい。</p>
10番	<p>そうですか。はい、分かりました。</p>
1番	<p>申請人はまだ40になったかならんか。それで▽▽さんという方も、今63、4くらい、ご存命です。</p>
10番	<p>はい、分かりました。</p>
代理	<p>他にございせんか。 (意見、質問なし) ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。この件に関しまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と致します。 そして、議長を変わりたいと思います。 ～議長交代～</p>
議長	<p>続いて045-3の案件、植田委員さん、現地の調査並びに聞き取りについてのご報告をお願いします。</p>
7番	<p>そうしましたら045-3について、農地法5条の申請についてご説明をさせていただきます。まあ地図については見ていただければ、詳しいことを言わなくても分かると思うんですけども、香木の森の公園内の近く、※※、裏側には石見さくらんぼ園がある位置となります。当初公園内の食事処として改良計画が進んで、現在の※※として継承しておるところです。今回の申請は昨年8月に、3条申請の◇◇◇◇さんから◆◆◆◆さんへの有償の所有権移転の際に、農地の一部に建物が建つとる、31㎡の面積になるんですけども、がかかっていることが判明して、分筆後の5条申請という今回の運びになった次第でございます。本件も顛末書案件でございまして、考慮しながら、申請人はちょっと遠方ですので連絡も取りにくいということで、この処理をされた++司法書士さんの方に確認をいたしましたところ、◇◇さん、もしくは☆☆の★★さんよりも、昨年8月の申請の時に携わら</p>

	<p>れた◆◆の◆◆さんが流れがよく分かるんじゃないだろうかという紹介をいただきましたので、4月18日に森脇推進委員さんと同伴の上話を聞きました。内容はチェックシート等照らし合わせながら、また今までの経緯等の聞き取りをさせていただいたり、現地調査を行いまして、以上のことから経緯を考慮しますと、申請通り受け付け、特に問題はないんじゃないかと考えましたので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。森脇推進委員さん。
推12番	植田委員さんの説明通りで、よろしくお願ひしたいと思います。
議長	はい、ありがとうございます。それでは補足説明も終わりましたので、045-3の案件について審議を行います。ご意見、ご質問のある方、ご発言をしてください。
5番	任意団体というのはどういう団体なんですか。これ、登記されてるというのは。
議長	任意団体いうのはよく聞くんですけど、任意団体いうのはいわゆる法人格はないですね。みなし法人という形で、その場合は主に日貫の店舗、これが私も役員を一昨年までやっていたんですが、日貫の####というのが日貫にありまして、そこが管理運営しとるんですよ。それで、それじゃあ、法人格はないんです。法人格はないんだけど、税務取り扱い上はみなし法人という扱いにされるんですね。ということで、みなし法人ということで法人税取られるんですけど、ちょっとそれはおかしいんじゃないと随分僕らも役員として、法人格がないのになんで法人税取られるんだとちょっとかなりやっただんですけど。やっぱりそういうみなし法人という、税法上、なんかこう抜け道、逃げ得は許さんぞみたいな縛りがどうもあるみたいで。だからこの今の話があった任意団体というのは、おそらくそういう扱いになっとるんじゃないかと思うんです。
5番	今回の貸借権の設定ということだったらしいんですけども、正直、★★さんとされるんです？
7番	そうですね。
5番	じゃあ☆☆☆☆さんは無関係？任意団体という名前ただだけで、★★さんがされるということですよ。
7番	☆☆☆☆代表の★★さん。
議長	代表だけえ、代表としてするだけえ、☆☆☆☆そのものが責任を持つよということになる。
5番	それでこれ、期間はどのくらいになる？貸借権。これ一時転用なら考えられるけど、ちょっと気になるなと思って。
事務局	期間は基本的には永久。気になって司法書士さん等に聞いたんですけど、まあ建物登記や土地登記も出来る団体ということで聞いておりまして。
議長	はい、他にはございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので採決を行います。045-3号案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手)

	<p>はい、ありがとうございました。出席委員全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて基盤強化法の 19 条の中間管理権の取得についてですが、今月は 2 件、これについては、ほとんど恒例になってしまいましたけども、資料の説明とかは行いませんので、皆さんの方で資料をご覧になりまして、ご意見ご質問がありましたら、どの案件とは指定しませんので、ご意見ご質問があれば挙手して発言してください。2 件ですので約 3 分くらいの時間を取って、次に進みたいと思います。</p> <p>服部さん、ちょっとこれは関係ないんだけど、これ資料見たんだけど、しまね農業振興公社が、これ借入れが 90911 m²ということで、やはりこれ、約 90 町、90 ヘクタールということになるんかいね、これはいつ現在、いつからいつまでの数字ですか。年度が替わってからということ？</p>
専門員	<p>すいません。3 月末で一応、今までの借入れ全部閉めてます。ちょっと資料が出せればいいんですけども、ちょっと累計で 90 ヘクということになつとると思わんですけども、大変すいません。</p>
議長	<p>はい、分かりました。それじゃあ今すぐでのうてもいいです。</p>
専門員	<p>来月には全体の、累計の貸し付けが出ると思いますので、示したいと思います。よろしくをお願いします。</p>
10 番	<p>3 月の分で、68517 いうてなつとる、このしまね農業振興公社。年々か知らんが変わりよる、いつも一定じゃない。</p>
議長	<p>これ先月の段階で、法人の借入れが 68517 で、今月は 90991 ということ、ということはこの 1 ヶ月間でかなり増えとるということですね。ということは 3 月末、4 月の頭に新たに契約を、利用権の設定をそれだけやったということですね。その割には出てこんけど。来月がぱっと出るということなん？そこらもちょっと、出来れば分かるように、来月服部さんの方で、調整をお願いします。</p>
専門員	<p>ちょっとこの数字もちょっと、来月説明できるようにしておきますんで、すいません。</p>
議長	<p>お願いします。</p> <p>4 号議案について、皆さんのご質問ございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、本総会における 2 件の中間管理権の取得について、ご了解いただける皆さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致での了解と致します。</p> <p>続いての報告第 1 号、農地法 3 条の 3 による、相続等による権利移動です。これは報告ですので資料に目を通していただいて、特に審議も採決も行いませんので、ご了解いただければそれでいきたいと思っております。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それじゃあ 3 条の 3 の相続等により権利移動の報告までは終わりました。後は事務連絡。</p>

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は、5月23日(月)13:30からでお願いします。